

平成 2 2 年 第 2 回 定 例 会
陳 情 文 書 表

自 陳情第 5 号
至 陳情第 9 号

陳情 番号	件 名	付 託 委員会	審 査 結 果				頁
			日	委員会	日	本会議	
5	人権侵害救済法の成立に 反対する意見書の提出に 関する陳情						1
6	子ども手当の廃止を求め る意見書の提出に関する 陳情						3
7	選択的夫婦別姓制度の法 制化に反対する意見書の 提出に関する陳情						6
8	地下街都市水害防止を市 の行政指導で防止するこ とに関する陳情						8
9	府中市議会の本会議場に 国旗の掲揚を求める陳情						9

陳 情 番 号	5	受理年月日	平成22年5月27日
陳情人住所氏名	小金井市緑町2-5-29 (60) 日本の子供の未来を・守る会 東京 淡路若代		
件 名	人権侵害救済法の成立に反対する意見書の提出に関する陳情		
<p>〔陳情要旨〕</p> <p>包括的な人権擁護を目的としたいわゆる人権擁護法の成立に反対します。なぜなら、正当な市民の言動まで「差別的言動」として介入され、規制されるかもしれないということにより、憲法第21条で保障された国民の表現の自由が侵されるおそれがあるからです。</p> <p>府中市議会におかれましては、国及び関係諸機関に対して、人権侵害救済法の成立に反対する意見書の提出をお願いいたします。</p> <p>〔陳情理由〕</p> <p>1 人権侵害救済法で、差別や人権侵害があった、あるいはそのおそれがあるという認識に基づいて、令状なしでの居宅への立ち入り調査、動産等の押収、とめ置きができるという、人権委員会というものが設置されることとなっています。</p> <p>まず、差別、人権侵害の定義があいまいであり、恣意的な運用をされる危険性があります。</p> <p>人権委員会が、被害者とされる人の申告による案件を、差別だ、人権侵害だと断定すれば、差別となり、人権侵害となり、罰則を課すことができるというものですので、差別をしたとされる人の保護規定がないとするならば、市民の言動まで介入するこの法律により、逆に重大な人権侵害が起こされる危険性があります。</p> <p>つまり、この法律の運用により、市民の正当な表現行為であっても、差別であるとか人権侵害であると恣意的に認定されるおそれがあり、そうなると規制され罰則を受けるということですので、国民の言論、表現の自由を抑圧することになりかねません。</p> <p>すなわち、いわゆる人権侵害救済法は、表現の自由を保障した憲法第21条に抵触し、違反するものであることは明白です。</p> <p>2 そもそも、国民がみずからの良心に従って何か表現する際に、まずそれが法に触れるのではと考えなければいけないような社会は、萎縮した社会であり、自由闊達な言論、表現を基盤とした近代国家のあり方に逆</p>			

行するような社会です。この法律の運用により、そのような前近代的な社会の風潮を生み出し、助長することになりかねません。

- 3 また、人権委員会に差別、人権侵害の申し出があり、その申し出に当たるとみなされますと、人権委員会の強権が発動されることとなります。被害者とされる人からの申告だけで、だれの家でも令状なしで捜索し、拘束する権限がある、というものですので、これ自体が大きな人権侵害を起こす危険性があります。そして、そのようなことを行う重大な権限を持った人権委員会を抑制する機関がないことも、甚だ問題です。

まるで、共産主義国にあってしかるべき制度を、自由な国日本に導入しようとするものです。

- 4 不当な差別や人権侵害などは、健全な社会、健全な人間関係のもとにおいては存在しないものです。それゆえ、私たちは、まず健全な社会、健全な人間関係を築くよう努力すべきです。どちらかといえば、教育政策や国民の社会活動などにより解決策を求めるべきでありまして、このようなことは罰則を課したり取り締まったりすることにそぐわず、無理に行えば社会にゆがみを生じさせる働きをするだけです。

付託する委員会	
---------	--

陳 情 番 号	6	受理年月日	平成22年5月27日
陳情人住所氏名	小金井市緑町2-5-29 (60) 日本の子供の未来を・守る会 東京 淡路若代		
件 名	子ども手当の廃止を求める意見書の提出に関する陳情		
<p>〔陳情要旨〕</p> <p>平成22年3月26日に国会で成立した子ども手当は、満額であれば防衛費を超える巨額の支給を要します。今の赤字財政の状況では、支給のためにすべて国債に依存することになります。いわば子や孫の世代にお金を借りて今の親を支援するという事にほかならず、このまま恒久的政策として続けていけば、国の財政は完全に破綻してしまいます。</p> <p>また、受給対象者に「日本国籍を有する者」という文言がないのも問題でして、このままでは、日本を危うくしてしまいます。</p> <p>子ども手当は、私たちの子どもたちや孫たちの利益を考えて、廃止されることを求めます。</p> <p>府中市議会におかれましては、国及び関係諸機関に対して、子ども手当の廃止を求める意見書の提出をお願いいたします。</p> <p>〔陳情理由〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 子ども手当の政策目的が全く不明確です。例えば、少子化対策を考えるなら第二子、第三子への支援を強化すべきですし、子育てに対する経済的支援なら所得の低い家庭により手厚い支援をすべきであり、子どもの給食費や医療費の無料化、保育サービスや幼児教育の充実などの政策をとるべきです。子ども手当は、決して、少子化対策や子育て支援のために有効な政策ではありません。 本当に子どもの将来のことを考えるなら、未来に希望や夢を持てる政策をとるべきです。例えば、芸術や研究分野などに大きな予算配分をすべきです。しかし、民主党政権は、事業仕分けで、芸術や研究分野の予算を削っています。日本の夢や希望を削るようなものです。一方で、お金をばらまくだけの子ども手当を推進するとは、一体本当に真剣に子どもたちの未来のことを考えているのでしょうか。 このような効果が不明瞭なバラマキ政策のために、満額支給であれば防衛費を超える巨額の支出が必要となりますが、今のところ、国に恒久的財源の目途が全くついていません。ということは、赤字財政のもと、 			

ほとんど国債に依存するということになります。すなわち、子ども手当の支給は、子どもたちの将来への負担つけ回しということにほかならず、言うならば、「財政での児童虐待」というようなものです。

- 4 また、子ども手当は、「所得制限」をなくしたために、今まで児童手当が支給されなかった高収入世帯にも支給されることになります。従来の児童手当の政策目的からもかなり後退しています。

厳しい財政事情のもと、財政破綻を回避するために、このような子ども手当では廃止されるべきです。

- 5 子ども手当の支給資格は、国籍を問わずに、ただ「日本国内に住所を有する」とあるだけです。ということは、日本国内に滞在する外国人には、本国に子どもがいようと子ども手当が支給される一方、海外赴任中の日本人は、たとえ日本国内に子どもがいようと、子ども手当を受給することができません。普通の日本人として納得できることではありません。

海外には、子どもが10人以上の家庭など数多くあります。日本と貨幣価値の差が大きい国に住む人ほど、日本に出稼ぎに来る誘惑を持ちますでしょう。いずれにしましても、子ども手当目的の外国人の来日の例がふえますでしょう。

厚生労働省は、外国人に関しては、少なくとも年2回以上の本国の子どもたちとの面会をパスポートで確認することとしたり、4カ月に1回、送金証明書の添付を義務づけたりしておりますが、このような後で規制するようなことだけでは、子ども手当目的の外国人の来日をとめることはできません。

支給対象者を日本人に限定できなければ、日本を守るために制度自体をなくすべきです。

- 6 民主党政権は、参議院選挙前の6月に第1回目を支給しようとしています。このため、事務を担当する市町村には大変な負担となっております。加えて、母国に子供を残している外国人への支給については、市町村が公的証明書などによる確認手続きをすることになるため、市町村はより負担がふえています。さらには、国が負担するとしてきた財政負担も地方に押しつけられています。このように、地方自治体に大きな負担をかける手当です。地方の負担を考えますと廃止されるべきです。

- 7 いずれにしましても、子育ては、一義的には家庭でなされるべきです。子ども手当支給の根本にある「子どもを社会全体で育てる」という考え方は、家庭における子育てというものの意義を軽視して、家族制度

を破壊すると言って過言ではありません。子ども手当は、日本の家庭を守るために廃止されるべきものです。

付託する委員会

陳 情 番 号	7	受理年月日	平成22年5月27日
陳情人住所氏名	小金井市緑町2-5-29 (60) 日本の子供の未来を・守る会 東京 淡路若代		
件 名	選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出 に関する陳情		
<p>〔陳情要旨〕</p> <p>家族は国の基本です。家族が同じ姓を名乗る日本の一体感ある家庭が、健全な心を持つ子どもたちを育てていきます。夫婦別姓導入は、選択的とはいえ、明治以来の夫婦一体となった家族制度、よき伝統を壊してしまう働きをします。それゆえ、民法改正による選択的夫婦別姓制度の導入に反対します。</p> <p>府中市議会におかれましては、国及び関係諸機関に対して、選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出をお願いいたします。</p> <p>〔陳情理由〕</p> <p>1 日本の夫婦同姓制度は、夫婦でありながら妻が夫の氏を名乗れない中国や韓国の封建的な別姓制度よりも、より絆の深い一体感ある夫婦関係、家族関係を築くことのできる進化した制度です。</p> <p>そして、日本では、この夫婦同姓は、日常極めて普通のこととして、一般人にとって何も疑問を覚えるようなことはなく、何の不都合も感じない家族制度です。</p> <p>婚姻に際し氏を変える者で職業上不都合が生じる人にとって、通称名で旧姓を使用することが一般化していますし、婚姻に際し氏を変更するも、関係者知人に告知することにより何の問題も生じません。また、氏を変えることにより自己喪失感を覚えるというような意見もありますが、それよりも、結婚に際し同じ姓となり、これから新たな家庭を築くという喜びを持つ夫婦の方が圧倒的多数であり、極めて一般的な普通の感覚です。</p> <p>現在の日本の社会において、選択的夫婦別姓制度を導入しなければいけない合理的理由は何もありません。</p> <p>2 選択的だから、別姓にしたい人はしたらよい、そのような少数者の意思を尊重するために選択的夫婦別姓制度を導入してもいいのではないかという意見がありますが、この制度を導入すること自体が、一般大衆が持つ氏や婚姻に関する習慣、社会制度を危うくすることになりかねないことです。</p>			

すなわち、別姓を望むものは、家族や親族という共同体を尊重することよりも個人の嗜好や都合を優先する思想を持っているのであり、この制度を導入することにより、このような個人主義的な偏った思想を持つものを社会や政府が公認し、推進したようなことになるからです。

現在、家族や地域社会などの共同体の機能が損なわれ、けじめのないいい加減な結婚離婚がふえ、離婚率が上昇し、それを原因として、悲しい思いをする子供たちがふえています。

選択的夫婦別姓制度の導入により、共同体意識よりも個人的な都合を尊重する流れを社会に生み出し、ごく普通の一般大衆にとって、結果としてこのような社会の悲しい風潮を助長する働きをすることに危惧を持ちます。

- 3 家庭の機能として、次代を担う子供たちを立派に育て上げるというものがあります。しかし、選択的夫婦別姓制度導入論者は、夫婦の都合は声高に述べますが、子供の都合については何も考慮に入れておりません。

夫婦別姓とは親子別姓を意味するものです。

一体感を持つ強い絆のある家庭に健全な心を持つ子供が育つものです。

家族がバラバラの姓であることは家族の一体感を失う作用をします。

すなわち、子供の心の健全な成長のことを考えたとき、夫婦・家族が一体感を持つ同一の姓であることがいいということは言うまでもないことです。

夫婦同姓の結婚制度は、より進化した結婚制度です。何のために日本の婚姻制度を変え、家族制度を崩壊させようとする動きを推進するのか、普通に生活している一般人の感覚では、理解に苦しみます。

付託する委員会	
---------	--

陳 情 番 号	8	受理年月日	平成22年5月31日
陳情人住所氏名	府中市日新町5-6-4 コーポ朝倉 瀧 本 柔 幸		
件 名	地下街都市水害防止を市の行政指導で防止することに関する陳情		
<p>〔陳情要旨〕 地下街都市水害を市の行政指導で防止する組織を立ち上げて、指導していただきたい。</p> <p>〔陳情理由〕 平成22年度水防月間が実施されています。運動テーマは「洪水から守ろうみんなの地域」です。京都新聞の報道によると、「京都駅地下街 梅雨控え ゲリラ雨 浸水備え訓練」を報道しています。「駅の清水康一首席助役（47歳）は『水の流れ口をどう防ぐかなど、地下街の管理にかかわる事業者間で協力する必要がある』と感じた」と話した。支社は改正水防法で地下施設管理者に策定が義務づけられた『避難確保計画』を6月初旬にも市へ提出するという。」</p> <p>もしも地下街に浸水したら、人的事故、社会的に大きな損害を受けます。</p> <p>利害関係がある関係機関、関係者などを含めて、力を合わせて水害を防止する組織を立ち上げ、ご指導していただきたいこと、陳情します。</p>			
付託する委員会			

陳 情 番 号	9	受理年月日	平成22年6月2日
陳情人住所氏名	府中市美好町3-20-1 府中市議会に国旗掲揚を求める会 会長 内藤方夫		
件 名	府中市議会の本会議場に国旗の掲揚を求める陳情		
<p>〔陳情要旨〕 府中市議会本会議場に国旗を掲揚してください。</p> <p>〔陳情理由〕 平成11年8月に施行された「国旗及び国歌に関する法律」により、改めて「日の丸」が日本の国旗であることが法律に明記されました。それから10年余りを経過しましたが、市民の代表が集い、市民のために議論する市議会の議場には、いまだに国旗の掲揚がなされておられません。</p> <p>国旗「日の丸」が市民に親しめるよう、また国旗「日の丸」に敬愛の心情を養うためにも、市議会は本会議場に国旗を掲揚していただきたく、ここに陳情します。</p>			
付託する委員会			